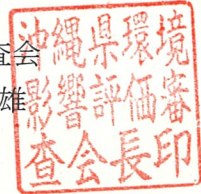




環 評 審 第 33 号
令 和 6 年 2 月 20 日

沖 縄 県 知 事
玉 城 康 裕 殿

沖 縄 県 環 境 影 響 評 価 審 査 会
会 長 日 高 道 雄



真 栄 里 土 地 区 画 整 理 事 業 に 係 る 環 境 影 響 評 価 書 の 審 査 に つ い て (答 申)

令 和 6 年 1 月 22 日 付 け 沖 縄 県 諮 問 環 第 15 号 で 諮 問 の あ っ た み だ し の こ と に つ い て、 別 添 の と お り 答 申 し ま す。

真栄里土地区画整理事業に係る環境影響評価書に対する答申

真栄里土地区画整理事業（以下「本事業」という。）は、真栄里区画整理地区の整備をすることで更なる発展を目指し、新物流団地等での新たな雇用の創出により人材育成と人材確保に力を入れるとともに、沖縄21世紀ビジョンの実現に向けた各種県施策との連携・支援を通じ、県経済の発展に資することを目的としている。

対象事業実施区域（以下「本区域」という。）は、畑地が広く分布するが、本区域中央部を東西に走る崖線の広葉樹林や、本区域及び周辺に存在する御嶽や拝所には、植生自然度の高い樹林地があり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオキナワコキクガシラコウモリやアマノヤマタカマイマイ等の貴重な生物の生息場所となっている。

こうした状況を踏まえ、本事業では、既存の拝所や広葉樹林は可能な限り開発を回避し、緑地として保存するとともに、本区域内で確認されたシマチスジノリの生育地については湧水地を改変しない等、本事業による環境影響を回避・低減したとしているが、事業計画をより具体化した上で、環境保全措置の内容が十全なものとなるよう、客観的かつ科学的な検討を行い、さらに今後も十分に関係機関と連携していくこと等により環境に配慮した事業とする必要がある。

以上を踏まえ、下記の事項について勘案させた上で、環境影響評価書（以下「評価書」という。）の記載事項に検討を加えて補正させ、本区域及びその周辺の生活環境並びに自然環境の保全に万全の対策を講じさせること。

記

1 総論

(1) 事業計画について

ア 本区域は都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域の指定が予定されており、それに伴い、本区域内が環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく環境基準を当てはめる地域類型の指定の対象並びに騒音規制法(昭和43年法律第98号)、振動規制法(昭和51年法律第64号)及び悪臭防止法(昭和46年法律第91号)の区域指定の対象となることから、施設配置計画を検討する際には、住宅ゾーンや福祉施設の生活環境に配慮した計画とさせること。

イ 道路の緑化に当たっては、工業ゾーンに隣接する住宅ゾーンや福祉施設の生活環境への配慮として、道路脇に植樹帯を設置するとしていることから、その位置を補正後の評価書(以下「補正評価書」という。)に記載させること。

ウ 本事業により新たに出現する林縁部に創出するとしているバッファーについては、2(2)イを踏まえてその位置や樹種、創出方法を記載した緑化計画を補正評価書に記載

させること。

(2) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

本区域に隣接して計画されている糸満市土地開発公社の「南部病院跡地等造成事業」や、沖縄県が実施している「県道平和の道線（仮称）整備事業」については、事業者へ直接情報収集するなど積極的に連携を図った上で可能な限りこれらの事業の影響を勘案した予測・評価をさせること。

(3) 環境保全措置及び事後調査の検討について

ア 陸域動物及び陸域植物の移動・移植計画について、タウナギ等の移動・移植実績が不明とした種については沖縄島に生息する重要種に関する最新の知見の収集や専門家等へ意見聴取するなどして当該種に係る生態について把握させた上で、移動・移植先や手法等を検討させ、その結果を補正評価書に記載させること。

イ 施設等の存在及び供用時の事後調査の実施期間について、環境影響評価準備書に対する知事意見（以下「準備書知事意見」という。）への都市計画決定権者の見解では「供用後の環境状態が定常状態となることが明らかとなるまでとして「供用後の3年間」としている。

しかし、本事業の土地の改変後に整備される物流団地や交通ターミナル等の施設整備時期が明らかでないことから、「供用後の3年間」では、施設整備・利用状況や車両の走行状況が定常状態になっていないことが考えられる。

については、事後調査の実施期間は、供用後の環境状態が定常状態となることが明らかとなるまで又は供用後の環境状態が悪化することが無いことが明らかとなるまでとさせること。

ウ 施設等の存在及び供用時の車両の走行に係る騒音の環境保全措置で必要に応じて検討するとした排水性舗装については、道路管理者への協力又は当該主体への要請方法及び内容について、補正評価書に記載させるとともに、道路管理者と排水性舗装等の実施について事前に協議を行い、その結果についても補正評価書に記載させること。

また、事業者自ら講ずることのできる環境保全措置については、遮音壁や道路脇への植栽帯の設置、電動車等の積極的な導入促進等について検討させ、その結果を補正評価書に記載させること。

エ 赤土等による水の濁り及び底質の事後調査地点については、2(1)ア、イを踏まえて再度検討させ、その結果を補正評価書に記載させること。

オ 潮崎の埋立地と本区域の間の排水路の工事に当たっては、当該排水路の下流部に生息する重要な水生生物の生息環境に配慮する必要があることから、追加の環境保全措

置について検討させ、その結果を補正評価書に記載させること。

2 各論

(1) 赤土等による水の濁り(底質・陸域動物・海域生物に係る内容を含む)

ア 河川・排水路における赤土等による水の濁りの影響については、以下の事項について予測・評価させ、その結果、影響が考えられる環境要素については、追加の環境保全措置についても検討させ、その結果を補正評価書に記載させること。

(ア) St.6 は降雨時に本区域外の畑地からの影響を受けると考えられることから、本事業による河川・排水路への影響を適切に把握できる地点を再度検討させ予測地点とさせた上で、予測・評価させること。

(イ) 平常時には沈殿池④から SS200mg/L 以下で排出するが、排水直下はコンクリート製の側溝で、平常時には排水路の流れがほとんどないことから、その影響は小さいと予測・評価している。

しかし、予測手法では単純混合計算により定量的に予測していることから、St.6 において平常時にも単純混合計算により予測・評価させること。

また、当該排水路下流部には環境省レッドリスト等で絶滅危惧 I 類のヨシカワニナ等の重要な水生生物が生息しており、平常時に現況より負荷の高い排水が流れることや、赤土等が堆積することにより、それらの生息環境への影響が考えられることから、赤土等による水の濁りの予測結果を踏まえて底質の SPSS の変化や水生生物の生息環境への影響について再度予測・評価させること。

イ 海域における赤土等による水の濁りの予測については、汚濁防止膜の設置位置が評価書に示されていないことから、SS が 2 mg/L 以上で拡散する範囲が確認できない。

については、汚濁防止膜の設置位置を補正評価書に記載させるとともに、SS が 2 mg/L 以上で拡散する範囲については、コンター図を作成する等して定量的に予測・評価させ、その結果を踏まえて底質の SPSS の変化や海域生物の生息・生育環境への影響について再度予測・評価させること。

また、赤土等による水の濁りの海域への拡散防止には汚濁防止膜の管理が重要であることから、工事実施時における定期的な管理手法や汚濁防止膜の破損、汚濁防止膜内に赤土等の堆積が確認された場合の必要な措置について環境保全措置に追加させること。

ウ 準備書知事意見において、計画放流濃度のさらなる低減や追加の環境保全措置を検討するよう意見したことに対して、都市計画決定権者は赤土等による水の濁りの予測結果には降雨により沈殿池へのさらなる流入がなければ、排出水を十分に低い値にし

た後に排水することでさらに影響を低減することが可能であるとしているが、どの程度放流濃度を低減させるか等の具体的な内容は記載されておらず、また追加の環境保全措置も記載されていないことから、実行可能なより良い技術の導入等により、可能な限り回避・低減されていることが確認できない。

については、計画放流濃度の低減についての具体的な内容及び追加の環境保全措置を補正評価書に記載させること。

(2) 陸域植物・陸域生態系

ア 造成等の施工による一時的な影響として、本区域に分布する広葉樹林のうち、大部分又は一部が消失するとした、ヤブニッケイ群落、アカギ群落及びオオバギ群落については二次的な森林であり、周辺域においても類似の環境が残存している等としてその影響は極めて小さいと予測しているが、当該群落の大部分又は一部が消失することにより、二次的な森林の構成が変化し、植生の生育環境の変化や、森林生態系の構造・機能への影響が考えられる。

また、予測手法では、現存植生図と対象事業実施区域を地図上で重ね合わせることで、定量的に予測・評価を行うとしていることから、各群落の残存面積を記載させた上で再度予測・評価させること。

イ 林縁部に創出しているバッファーについては、周囲から種子などが進入し、自然遷移で林縁の植物群落が形成されるとして、緑化は行わないとしている。

しかし、自然遷移によるバッファーの形成には時間を要すると考えられること、ギンネム等の外来種が優占する可能性が懸念されることから、工事実施時の環境保全措置としてバッファーを可能な限り早期に創出するため、マント群落・ソデ群落の植樹等を行うことを改めて検討させ、その結果を補正評価書に記載させること。

ウ 陸域植物に係るバッファーの事後調査については、マント群落・ソデ群落の回復状況や林縁部への影響をより詳細に確認するため、工事実施時の事後調査の回数を増やすよう検討させること。

また、バッファーは林縁部の環境保全措置として維持される必要があることから、施設等の存在及び供用後の環境保全措置としても補正評価書に記載させること。

エ 施設等の存在及び供用に伴う陸域植物への夜間照明の影響については、予測・評価がなされていないが、陸域植物の生育や光合成にも影響があると考えられることから予測・評価させること。

オ 本区域内で確認されたシマチスジノリについては、その生育地周辺の土地利用計画が、評価書において緑地から住宅地に変更されている。都市計画決定権者は、シマチスジノリの生育地を可能な限り残存させるとしているが、その生育地が供用後

においても確実に保全されるよう、都市計画決定権者の具体的な対応内容について補正評価書に記載させること。

(3) 景観

ア 夜間照明による眺望景観への影響については、本事業による予測条件が評価書に記載されていないが、本事業による詳細な照明計画が決定していない場合は、類似事例を参考とするなどして、可能な限り具体的な予測条件を補正評価書に記載させた上で、再度予測・評価させること。

また、真栄里農村公園からの夜間の眺望景観についても影響が考えられることから予測・評価させること。

イ 囲繞景観の価値の変化の程度における予測結果では、各景観区において視認性が維持されるとした具体的な根拠を補正評価書に記載させること。

また、囲繞景観における場の改変の程度については、各景観区のうち「急傾斜の樹林地」や、「伊敷グスク隣接部の拝所を含む樹林地」については擁壁の設置を抑えた計画とすることで、緑地や伊敷グスクの樹林地を一体的に残存させることから、実行可能な範囲で場の改変の影響は低減されると予測している。

しかし、当該景観区の擁壁高は他景観区より高く計画されていることから、擁壁の高さも踏まえて再度予測・評価させ、必要に応じて環境保全措置を検討させること。